

(写)

7豊監発第141号
令和8年3月30日

豊島区長 様
豊島区議会議長 様
豊島区教育委員会教育長 様
豊島区選挙管理委員会委員長 様

豊島区監査委員 小沼博靖
同 中川貞枝
同 鈴木利治
同 細川正博
(公印省略)

令和8年度監査計画について（通知）

令和8年度監査計画を別添のとおり決定しましたので通知いたします。
なお、それぞれの監査を実施する際には、実施要領に基づき、その都度、事前に通知いたします。

令和8年度 監査計画

【1】 監査基本方針

令和8年度の一般会計当初予算は1,689億86百万円で前年度比0.9%(16億7百万円)の減となったが、令和7年度に次いで過去2番目の予算規模となった。特別会計を含めた総予算規模についても、2,300億12百万円で、前年比0.4%(9億27百万円)の減となり、一般会計と同様に、過去2番目の予算規模となった。

歳入面では、納税義務者数や賃金の上昇等に伴う一人あたりの課税額の増などにより、区の主財源である特別区民税及び特別区財政調整交付金では順調な収入が見込まれている。

一方、歳出面では、人件費や扶助費などの義務的経費が継続して増加するとともに、事業費においても物価高騰の長期化により経常的な経費の増加が顕著となっており、財政運営に大きな影響を及ぼすことが危惧される。

投資的経費については、「基本構想・基本計画」の実現に向けて、市街地再開発事業や、道路・橋梁、区営住宅、公園、駐輪場の更新など、今後の財政運営を大きく左右する事業が目白押しとなっており、将来的に増大が見込まれている。

不安定な社会情勢の中、物価の高騰や金利の上昇など区財政を取り巻く環境の不確実性が高まる状況にあっても、老朽化した公共施設の着実な更新を目指すためには、計画的な財政運営を行っていくことが重要である。

このような先の見通せない経済状況においては、より効率的、効果的な業務の遂行が求められる。加えてコンプライアンスやリスクマネジメントについては、引き続き高いレベルが求められている。

本区においては、令和7年度より本格実施された地方自治法に基づく内部統制の評価・報告が本年度初めて実施される。監査委員は、区長より提出される内部統制評価報告書の審査に取り組み、その結果を検証しつつ、引き続き事務事業及び予算執行における合规性、経済性・効率性・有効性に着目することとし、以下のとおり令和8年度における監査基本方針を定める。

1. 合规性の観点からの監査

区の事務事業や予算執行が、法令等に基づき適正に行われているかという「合规性」の観点から監査を実施する。

2. 経済性・効率性・有効性の観点からの監査

最適な事務執行やコストの縮減が図られ、支出した費用に見合う効果（VFM：Value For Money）をあげているかという「経済性」(Economy)・「効率性」(Efficiency)の観点、及び所期の目的を達成しているかという「有効性」(Effectiveness)の観点、いわゆる3E監査の観点から監査を実施する。

3. 「指導」に重点をおいた監査

監査の実施にあたっては、「違法・不正の指摘」にとどまらず、「指導」に重点をおく。

また、不適正な事務処理に対しては、その背景や原因等が確認されたうえで是正・改善されることはもとより、類似事案の再発防止が図られるよう、各所管部局において「内部統制の整備・運用」に留意した対応がなされているかなどの視点に重点をおき、監査を実施する。

4. 監査の実効性の確保

監査の実効性を確保するため、是正・改善等の措置を講ずべき事項については、監査結果報告書において所管課を明示する。状況に応じて、当該事務を担当した課に加え、当該事務の総合調整を担当する課も併せて明示する。

また、監査の実施に際しては、過去の監査結果に対する是正・改善状況等に関し各所管課からの報告を受け、必要に応じて更なる「是正・改善」を求めるなど、監査結果の実効性を確保するためのフォローアップを実施する。

なお、過年度の措置状況報告書において、「検討中」あるいは「予定」と監査委員へ報告がなされたもの等については、その後の対応状況を引き続き確認する。

5. 監査結果報告書の充実

監査結果報告書の記載は、区民にわかりやすい表現に努め、内容を充実させるとともに、豊島区公式ホームページ等において迅速に提供する。

【2】監査実施方針

令和8年度に実施する各監査の「監査実施方針」は、次に定めるところによるものとする。

なお、各監査の具体的な実施内容、実施方法及び監査の視点等は、別途、各監査において通知する。

1. 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

定期監査は、区の事務事業における財務等の執行全般を対象に実施する基本的な監査として、「合規性」の観点とともに、「経済性」・「効率性」・「有効性」の観点から各事務事業の成果及び経費執行状況の適正性についても監査の対象とする。

なお、定期監査は、次に示すとおり「部局監査」と「施設監査」に区分して実施する。

（1）部局監査

① 監査の対象部局

監査の対象は全ての部課とし、事務監査及び監査委員監査とともに課（課に準ずるセンター、所、室等を含む）を単位として実施する。

② 監査の実施時期

事務監査を4月から6月、監査委員監査を7月から8月にかけて実施する。

③ 監査の対象範囲

監査の対象は、原則として令和7年度の事務事業全般とし、また、決算審査を効率的・効果的に実施するため、部局監査における監査を実質的な決算審査として位置づけ、決算審査と一体的に実施する。

④ 監査の着眼点

各所管課が実施している事務事業が、住民の福祉の増進に寄与し、最少の経費で最大の効果をあげているか、また、予算執行、収入、支出、契約及び施設管理業務等が法令等の定めに従って適正・適切に行われているかなどを観点とする。

さらに、過去の監査結果において「指摘」、「指導」及び「意見・要望」の対象となった事項が、その後、改善され、適正・適切に執行・処理されているかなどの観点から監査を実施する。

⑤ 監査の重点項目

補助金交付事務を重点項目として監査を実施する。

(2) 施設監査（区営施設）

① 監査の対象

保育園、小学校、中学校、幼稚園及び子どもスキップを主たる対象とし、可能な限り地域ごとに実施する。

なお、令和8年度における監査の対象施設は、【別紙1】のとおりとする。

② 監査の実施時期

事務監査及び監査委員監査ともに6月に実施する。

③ 監査の実施方法

小学校及び中学校については、監査委員による実地監査と事務監査を同日に並行して実施する。

その他の施設については、監査委員による実地監査を実施するほか、別途、日程を定めて事務監査を実施する。

④ 監査の観点

当該施設の設置目的に沿って施設の運営が有効かつ効率的になされているか、また、施設・設備等の維持管理、収入金や資金前渡金等の現金管理が適正・適切に行われているかなどの観点から監査を実施する。

2. 決算審査（地方自治法第233条第2項）

(1) 審査の対象

区長から審査に付される令和7年度各会計歳入歳出決算を対象とし、定期監査（部局監査）及び例月現金出納検査との関連性を持たせて実施する。

(2) 審査の実施時期

監査委員監査を8月に実施する。4月から8月に実施する定期監査を併せて実質的な審査と位置づける。

(3) 審査の観点

会計管理者が調製する各会計決算の計数が適正であるかなどの観点から形式審査を行うとともに、予算執行、資金運用、財産管理及び財政運営の状況について分析し、違法・不当な収支がなされていないかなどの観点から実質審査を行う。

3. 健全化判断比率等審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2項)

(1) 審査の対象

区長から審査に付される令和7年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの財政指標）及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正であるかについて審査する。

(2) 審査の実施時期

事務審査及び監査委員審査を7月から8月にかけて実施する。

(3) 審査の観点

審査にあたっては、国の通知及び提出書類のチェックポイント等を踏まえて、実施する。

また、健全化判断比率が、法律に定める早期健全化基準及び財政再生基準以上となっていないかについて審査する。

4. 行政監査（地方自治法第199条第2項）

(1) 監査の対象

監査委員協議により別途決定する。

(2) 監査の実施時期

事務監査を11月から12月、監査委員監査を1月に実施する。

(3) 監査の観点

区が管理・執行している事務事業のうち、各部局共通の事務の中から全庁的、横断的に検証する必要がある事務、または各部局の個別事業の中から重点的に掘り下げて検証する必要がある事業について、「合規性」・「経済性」・「効率性」・「有効性」等の観点から実施する。

5. 工事監査（地方自治法第199条第1項及び第5項）

(1) 監査の対象

監査を効率的、効果的に実施するため、工事の種別、用途、構造及び契約内容等を考慮し、監査委員の協議により、次の①及び②の中から監査対象工事（工事の実施に伴う設計、監理等の業務委託を含む。）を選定する。

- ① 令和7年度に実施・完了した工事（令和6年度以前から引続きの工事を含む。）
- ② 令和8年度に実施・完了した工事または進行中の工事（令和7年度以前から引続きの工事を含む。）

（2）監査の実施時期

事務監査を11月、監査委員監査を12月に実施する。

なお、監査対象工事のうち監査委員の指定する工事について、専門的見地から技術的内容を確認するために、技術士による調査を適時実施する。

（3）監査の観点

設計、積算、契約、施工等の各段階において技術面等から当該工事が適正・適切に行われているかを主眼とし、併せて「合規性」、「安全性」、「経済性」、「効率性」及び「有効性」の観点から監査を実施する。

6. 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項）

（1）監査の対象

監査の対象は、出資団体、補助金等交付団体及び公の施設の管理を行う指定管理者とし、原則として令和7年度の出納その他の事務の執行を対象として監査を実施する。

令和8年度に実施する監査の対象は、【別紙2】のとおりとする。

なお、外郭団体に対する区の対応については、これまでの監査結果報告の内容を踏まえ適宜確認する。

（2）監査の実施時期

事務監査を10月から11月、監査委員監査を11月から12月にかけて実施する。

事務監査においては、監査対象団体の決算に対する会計分析を強化し監査を充実させるため、公認会計士による専門的な視点から会計帳簿等財務関係書類の検査を併せて実施する。

なお、監査対象区分ごとの監査実施間隔の目安は、次のとおりとする。

① 出資団体

出資団体については、原則として4年に1回とする。

② 補助金等交付団体

補助金等交付団体については、団体の運営費補助（人件費補助を含む）を受けている団体（出資団体その他の外郭団体及び指定管理者に限る）を対象に原則として4年に1回とする。

③ 指定管理者

指定管理者については、指定管理期間が終了または更新を迎えるまでに少なくとも1回は実施する。

(3) 監査の観点

① 出資団体

出資団体については、事業運営に係る出納その他の事務が出資等の目的に沿って適正・適切に行われているか、会計経理等が適正・適切に行われているか、経営・財務状態が良好であるかなどを観点とする。

併せて、所管部局が当該団体に対して適切な指導・監督を行っているかなどについて監査を実施する。

② 補助金等交付団体

補助金等交付団体については、補助対象事業が補助金等の交付目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどを観点とする。

併せて、所管部局が補助金等の交付手続き及び補助対象事業に関する指導・監督を適切に行っているかなどについて監査を実施する。

③ 指定管理者

指定管理者については、公の施設の管理に係る出納その他の事務が協定に基づき適正・適切に行われているか、収支に係る会計経理が適正・適切に行われているか、当該施設の管理運営が適切に行われているかなどを観点とする。

併せて、所管部局が当該指定管理者に対して適切な指導・監督を行っているか、当該施設の管理経費を適正・適切に算定しているかなどについて監査を実施する。

7. 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

(1) 監査の対象

会計管理室で保管する現金の残高及び関係計数、基金を含む資金の運用状況等。

(2) 監査の実施時期

事務監査、監査委員監査及び会計管理室による概要説明徴取を毎月、期日を定め実施する。

(3) 監査の観点

現金の残高及び関係計数の正確性、現金の保管・出納事務が適正に行われているかという観点から監査を実施する。

なお、検査に先立ち事務局職員が現金出納に係る証拠書類を照合し、出納事務が適正に行われているかを確認する。

8. 内部統制評価報告書の審査（地方自治法第150条第5項）

(1) 審査の対象

区長から審査に付される令和7年度内部統制評価報告書について審査する。

(2) 審査の実施時期

事務審査及び監査委員審査を6月から7月にかけて実施する。

(3) 審査の観点

区長が作成した内部統制評価報告書について、その評価が評価手続に沿って適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査する。

9. 施設等の視察

今後の監査の参考とするため、監査委員による施設等の視察を行う。

(1) 視察の対象

監査委員協議により別途決定する。

(2) 視察の実施時期

監査委員協議により別途決定する。

【3】令和8年度の監査日程

年間の監査日程は、「令和8年度監査実施日程表」【別紙3】による。

なお、議会日程等により変更する場合があります、その際は別途、通知する。

令和8年度 定期監査（施設監査）を実施する対象施設一覧

監査対象施設等	監査対象部局
保育園（2園） 池袋第五、要町	子ども家庭部 保育課
小学校（3校） 仰高、豊成、さくら 中学校（1校） 巣鴨北 子どもスキップ（3施設） 仰高、豊成、さくら	教育委員会事務局・教育部 庶務課 学務課 放課後対策課 学校施設課

令和8年度 財政援助団体等監査を実施する対象団体等一覧

監査対象団体等		監査対象部局
1	としま未来文化財団 【監査対象区分】出資団体 補助金等交付団体 指定管理者	文化スポーツ部 文化企画課 生涯学習・スポーツ課 産業観光部 観光課
2	豊島健康診査センター 【監査対象区分】出資団体 補助金等交付団体	健康部 地域保健課
3	東長崎駅・椎名町駅整備 株式会社 【監査対象区分】出資団体	都市整備部 都市計画課
4	サイカパーキング 株式会社 【監査対象区分】指定管理者 *指定管理施設：自転車駐車場（巣鴨駅北、巣鴨駅南、 巣鴨駅第三、巣鴨駅北口白山通り、駒込駅北、西巣 鴨駅、目白駅東、目白駅西、目白駅北、千登世橋、 雑司が谷）	都市整備部 道路管理課 自転車対策担当課長
5	ピーウォッシュ・豊島区スポーツ協会共同事業体 【監査対象区分】指定管理者 *指定管理施設：西巣鴨体育場、総合体育場、 荒川野球場	文化スポーツ部 生涯学習・スポーツ課
6	外郭団体及び指定管理者制度に係る区の主管課 として監査対象とする。	政策経営部 行政経営課

